



鹿嶋基署発第 208 号
平成 25 年 10 月 7 日

各団体の長 殿

鹿嶋労働基準監督署長



**特定機械(第一種圧力容器、クレーン等)に係る各種法定検査の
確実な実施について(要請)**

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働基準行政の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法では、ボイラー、クレーン等一定の特定機械に対して、設置届を労働基準監督署長あて提出し、落成検査を受検後、検査証の交付を受けて使用することになっています。また、有効期間を更新するためには、その都度、登録性能検査機関が実施する性能検査を受けることになっています。性能検査を受けず、検査証の有効期間を超えて特定機械を使用した場合は、労働安全衛生法違反となります。

最近、設置届を提出せず落成検査を受検しないまま第一種圧力容器を使用していた事例、また、ホイスト式天井クレーン(つり上げ荷重 10 トンと 7 トンの 2 台)の有効期間が切れたまま 8 年間使用していた事例が相次いで発覚するなど、特定機械の安全な使用への信頼を揺るがす事件が発生しました。特定機械の安全確保のためには、労働安全衛生法に基づく適切な性能検査の実施が必要不可欠であります。

このようなことから、貴団体におかれましては、下記の事項にご留意の上、傘下会員事業場等に対して、確実な性能検査実施の徹底を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 検査証の有効期間

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) ボイラー・第一種圧力容器・エレベーター・ゴンドラ | 有効期間 1 年 |
| (2) クレーン・移動式クレーン | 有効期間 2 年 |

2 特定機械の適切な管理

事業場に設置している特定機械を把握し、台帳等により有効期間を管理して有効期間満了日の 2 ヶ月前から当該満了日までの間に、登録性能検査機関が行う性能検査を必ず受検してください。

また、作業開始前の点検や定期自主検査も漏れののないよう確実に行ってください。定期自主検査の結果の記録は、3 年間保存してください。